

平成20年第5回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）								
招集年月日	平成20年12月9日							
招集の場所	太良町議会議場							
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年12月16日 9時28分			議長	坂口久信		
	閉会	平成20年12月16日 15時01分			議長	坂口久信		
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名		出席等 の別	議席 番号	氏名		出席等 の別
	1番	所賀 廣		出	7番	見陣 泰幸		出
	2番	山口 巖		出	8番	久保 繁幸		出
	3番	平古場 公子		出	9番	末次 利男		出
	4番	坂口 久信		出	10番	山口 光章		出
	5番	牟田 則雄		出	11番	下平 力人		出
	6番	川下 武則		出	12番	木下 繁義		出
会議録署名議員	12番	木下 繁義		1番	所賀 廣		2番	山口 巖
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)			(書記)				
	松本 太			針長 俊英				
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭		農林水産課長		高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸		税務課長		桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰		建設課長		川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則		会計管理者		坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一		農業委員会事務局長		藤木 修		
	財政課長	大串 君義		学校教育課長		川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎		社会教育課長		寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司		太良病院事務長		毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文		太良病院長		古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

平成20年12月16日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議会運営委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 決算審査特別委員長報告
- 議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定について
- 議案第67号 平成19年度太良町水道事業会計決算の認定について
- 議案第68号 平成19年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 平成19年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 平成19年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 平成19年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第73号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第83号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第84号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第85号 太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第86号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第87号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第88号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第89号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第90号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第91号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第92号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第93号 町道の認定について
- 日程第14 議案第94号 町道の認定について
- 日程第15 議案第95号 町道の認定について
- 日程第16 議案第96号 町道の廃止について
- 日程第17 議案第97号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第98号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第19 議案第99号 平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第100号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について

日程第21 閉会中の付託事件について
（追加日程）

日程第22 議案第101号 教育委員会委員の任命について

日程第23 決議第2号 太良町議会議員牟田則雄君辞職勧告決議について

午前9時28分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、町長から発言取り消しの申し出がっておりますので、この発言を許可します。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。発言取り消しの答弁をいたします。

11日の木下議員の一般質問の答弁の中で、職員の住所のことについて不適當な発言をいたしましたので、その部分の一部の取り消しをお願いいたしますと思います。

終わります。

○議長（坂口久信君）

ただいま町長から、先日の一般質問における発言について発言の一部取り消しの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。したがって、町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

それでは、本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

去る9月の定例会で各常任委員会へ所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長長の報告に入ります。

日程第1 議会運営委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（木下繁義君）

おはようございます。議会運営委員長報告を申し上げます。

所管事務調査の報告でございます。

去る9月の定例会におきまして付託されました所管事務調査について、本委員会は11月27日、大分県九重町へ視察研修に行ってきたところでございます。その結果を御報告申し上げます。

今回の視察の目的は、議会運営と議会運営に関する申し合わせ事項についてでございます。

九重町は、大分県の南西部に位置し、10月31日現在の人口は1万1,244人、世帯数3,638戸、面積約271.41平方キロメートルに及ぶ広大な面積を擁しており、東は由布市、北西は玖珠町、南西は熊本県小国町に接している町で、標高800メートルから1,764メートルに達する九州の屋根と言ふべき名峰連なる九重山群に囲まれていて、風光明媚で自然豊かな町であります。

また、最近では日本一のつり橋「九重夢大吊橋」を建設し、一躍有名になったところでもございます。

さて、九重町議会の議員定数は13人で平均年齢は61歳となっており、常任委員会は2つ設置されており、太良町と同じですが、大吊橋周辺対策や小・中学校再編問題などの特別委員会が6委員会設置されていて、活発な調査研究がなされていると感じました。

定例会の議案配付は、議会運営委員会の日に事前配付するとのことであります。また、3月の予算審議は、町長提案の後、各担当課長が2日間にわたり内容説明をし、審議は委員会付託をせず、最終日に全員で質疑、討論を行い、議決するとのことでございました。

議案は、軽易なもの以外は委員会へ付託し、議運の開催日は、定例会は5日前、臨時議会は当日の午前9時から開催するようになっておりました。

一般質問の通告は、議運開催日の前日正午までとし、一般質問は執行部答弁まで60分以内、12月議会の一般質問は、平成12年12月議会から夜間議会とし、16時55分から行われ、若干質問時間を短縮して実施しているとのことでした。夜間議会開催当初は50名程度の傍聴があったそうですが、最近では20名を下回りつつあるので、実施の方法を今後検討するとのことでございました。

議会運営に関する申し合わせ事項で特筆すべき点は、議員の自覚と議員の品位について事細やかに決められていて、議会活動の最優先や兼職の問題、服装などについても定められておりました。

違反があった場合の処置については、今のところ守られているので、そういう事例はないとのことで、九重町議員のモラルの高さがうかがわれた次第でございます。また、携帯電話についても、本会議だけでなく、委員会や全員協議会へも持ち込み禁止ということであり、太良町でも見習うべきだと感じたところでございます。

各種団体との懇談会は、議会としては特に行っていないとのことでございましたが、旧町の一つの班でやっているところもあるとのことでした。ただ、現在、小・中学校再編の特別委員会の関係で、年2回から3回は町民との懇談会が行われているとのことでありました。

委員会の視察研修については、2年に1回、旅費の全額支給で実施しているとのこと、常に生きた研修ができているとのことでありました。

また、九重町では政治倫理条例が定めてあり、町長や議員の活動について厳しく規制しており、特に町民が地位による影響力を不正に行行使させるような働きかけや、町が行う契約等に有利な取り計らいはしないこと、町職員の採用に関して推薦もしくは紹介などをしないことなどが盛り込まれており、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識させ、あわせて清浄で民主的な町政の発展に努力されていることがうかがい知れたところであります。

また、議会運営委員会の位置づけについては、議会のかなめであると議員、町民から理解していただいているとのこと、以前は、委員長は議長経験者になってもらうなど重要なポストとして認識しているとのことであり、議会運営委員会で決められたことは、議員全員、当然守られるとのことでありました。

最後に、九重町では昨年、選挙が行われたものの、行財政改革に伴う議員削減や報酬削減により、若い世代の人たちは現状の議員報酬では生活ができないため選挙に出られないと嘆いておられ、九重町に限らず全国的な問題だとお互いに意見を交換したところでございます。

その他に、課のグループ制についてや、出会い触れ合い事業、空き家対策事業について情報を交換し、今回の視察を終了いたしました。

今後、太良町議会でも議員一丸となって議会運営に努力していく所存でございます。

以上、議会運営委員会の委員長報告をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

以上で議会運営委員長の報告は終わりました。

日程第2 決算審査特別委員長報告

○議長（坂口久信君）

日程第2. 決算審査特別委員長報告。

本件は、去る9月定例会に提案されまして、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査を付託いたしておりました。

議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計決算及び議案第67号 平成19年度太良町水道事業会計決算並びに議案第68号 平成19年度太良町一般会計外5特別会計歳入歳出決算の認定について、お手元に報告書が提出されております。

本件を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

改めまして、おはようございます。議長の命により、企業会計並びに一般会計等決算審査

特別委員長の報告をいたします。

去る9月の定例議会におきまして、閉会中の審査を付託されました議案第66号及び議案第67号の企業会計2件と議案第68号から議案第73号までの一般会計及び特別会計の6件、合わせて8つの案件を審査するため、10月28日、30日、31日の3日間、本委員会を開催いたしました。

執行部から町長初め関係課、監査委員の出席を求めて慎重審議をいたしましたので、報告をいたします。

議事の都合上、初日は企業会計2議案を審査、採決し、30、31日には一般会計外5特別会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、既に監査委員による専門的立場で地方自治法及び地方公営企業法に基づき審査、照合され、さきの9月定例議会で報告されていますので、本委員会は決算の意義である歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に沿って、適正かつ効率的に執行されたのか。予算執行によってなされた歳入努力、歳出の工夫による行政効果や、今後の行財政運営上の改善、工夫など、予算執行の優劣の評価を重点的に審査を進めてまいりました。

初めに、企業会計2議案について採決の結果を申し上げます。

質疑終了後、採決に入り、議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計及び議案第67号 平成19年度太良町水道事業会計決算は、全会一致をもって原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の順に、水道事業会計であります。当年度純利益2,085,342円を計上されているが、前年度と比較して1,693,015円、率にして44.8%減少している。原因は、主に修繕費、減価償却費の増加である。営業収益の対前年比0.88%減少に対し、営業費用が対前年比2.59%増加しており、経営の圧迫が予想される。

事業の経営状況は、配水管の改良工事、漏水修繕など計画的に施設の充実が図られている。配水量の効率を示す有収水量率は81.73%と対前年比で0.49ポイント上昇については努力は認められるが、低い水準での改善であり、上昇に向けての原因究明と具体的改善計画のさらなる努力を求めます。

給水状況は、対前年比6戸減少し、給水人口は81人減少している。年間配水量2.39%減、年間有水量1.79%減少している。

経営合理化状況は、古賀、端古賀配水管工事、川原第1配水地整備、片峰給水管工事などの改良工事、量水器取りかえなどの計画的改善が認められます。

今後とも、安全で良質な水道水を完全給水することを基本としながらも、人口減少による給水量も年々減少することが予想されることから、一層の公営企業精神を発揮した業務の効率運営と経費節減、利用料金徴収など努力されることを願います。

それでは、審査の過程で述べられました主な内容について申し上げます。

1つ、収益は毎年減少しているのに対し、施設の改良など支出が多過ぎて、企業会計としての健全性が厳しくなる。将来的に料金改定を含めた収入対策が必要になるのではないかと。

1つ、水道事業経営を左右する有収水量率は0.49ポイント上昇したが、県平均87%にはほど遠い。到達目標を掲げた改良工事、漏水対策の目標管理が足りない。

1つ、給水人口の減少で事業拡大は望めない現状で、良質な水を安定供給しながら施設の維持管理を継続することは、中長期的視点から課題が多過ぎる。民間委託等経営の抜本改革や料金体系の見直しを検討されたい。

1つ、未収金徴収の努力の結果は認めるが、計画徴収による密度の高い徴収、給水停止、法的措置等未収対策には踏み込んだ対応を実行されたい。

以上が主な意見でありました。

次に、町立太良病院事業会計について報告いたします。

町立太良病院は、平成18年4月に約25億円の巨費を投じて新病院が開設され、2年目の大事な決算になり、町民は医療サービスの向上と健全経営への期待と充実で注視されています。

地域医療を支える中核病院として、最新機器導入並びに医療スタッフの充実、院内改革のワーキングチームなどが図られてまいりました。

財政面につきましては、診療報酬引き下げなど「地域医療の崩壊の危機」と言われる現状の厳しい経営環境ではあるが、全国自治体病院の直面する諸問題は構造的で慢性化しており、健全経営にはほど遠い現状にある。

事業面では、入院で1,591人の9.5%減、外来で4,475人の6.9%減、前年対比138,591,472円の14.9%減益であった。

訪問看護ステーション事業は27.4%の利用者増により黒字になっていたが、居宅介護支援事業については174.4%の利用者増でも事業費用を賄えず、赤字である。

通所リハビリテーション事業については、3,925人の224.6%増で増収になっている。

病院全体の事業収支130,737,081円の赤字計上で、前年度欠損金とあわせて当年度未処理欠損金として513,465,968円の赤字計上で、看護体制を13対1に引き上げることによる増収見込みも患者減によって到達できず、一般病床も利用率68.9%と最低ラインを割り込んでいく。事業収益で事業費用を賄う企業会計の経営にはほど遠く、新たな病院経営手法の根本的な改革を視野に対策が待ったなしとされます。

それでは、審査の過程で述べられました主な内容であります。1つ、医業収益、訪問看護ステーション収益、居宅介護支援事業、通所リハビリテーション事業収益全体が予算額に対して195,319,703円減収決算になっている。病院経営、収益努力の自覚に欠けている。

1つ、会社経営に置きかえた経営感覚が欠落している。

1つ、居宅介護支援事業は、毎年赤字でも続ける必要があるのか。

1つ、介護保険事業所は町内に充足している。医療、介護の施設間で連携し、病院事業の

充実を図るべきではないか。

1つ、改革は職員の意識からと言われる。診療科ごとの収益と人件費の目標管理ができていない。

1つ、内科で597人、小児科で1,595人、外科で1,596人、整形で422人患者が減少している。原因究明と対策が急務である。

以上が主な意見でありました。

続きまして、一般会計及び特別会計であります。平成19年度予算編成に基づいた予算措置がなされ、支出が目的どおり適法、適正に執行されているか、款ごとに区切って審査をしてまいりました。

また、歳入については、収入確保に十分努力が払われ、その実績はどうであったか。調定額に対しての収入済額、収入未済額の原因と理由、不納欠損については、徴収努力が図られた結果、やむを得なかったのか。中でも町税は自主財源の59.1%を占め、財政運営上の基本的財源である。また、健康保険税は、医療の確保と健康の保持、増進に不可欠であることから、納税相談、滞納整理はどのようにされたのか。その過程を中心に質疑を行ったところがあります。

その結果、一般会計及び特別会計は、歳入歳出ともに適法に処理され、適正に運営されていることを認めました。

平成19年度普通会計における財政指標を示す数値では、経常収支比率3.9%減少し、89.5%と改善されている。

自主財源に乏しい本町における財政運営は大変厳しい現状にあるが、補助金の確保、地方債、財産収入、各種利用料等々、町にとって重要な財源であり、最大限の活用を図りながら、当年度財政負担に十分配慮して、厳しさの中にも創意工夫による町づくりに計画的、積極的行財政運営を願います。

決算の内容につきましては、各会計とも黒字決算となっており、議案第68号 太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案は、いずれも原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程で述べられました一般会計での意見や要望事項を申し上げます。

1つ、事務嘱託員の戸数、報酬の格差が大き過ぎる。適正な戸数規模での再編を早急に検討されたい。

1つ、ケーブルテレビの普及率は60.24%である。製作技術、番組制作等による加入者促進、視聴率向上を研究されたい。

1つ、汚水処理率は県下で下位にある。下水道基金対応で、合併浄化槽の普及は図られないのか。

1つ、野崎分譲地の残り7区画について、購入条件見直しによる販売促進と遊休資産の売却を急がりたい。

1つ、明るい選挙推進委員長の役職で特定候補の運動が確認されている。常識と良識ある人選を求む。

1つ、幼児、児童・生徒の健全育成は少子化対策としても大変重要であるので、さらなる充実を望む。

1つ、多良保育園の実態は異常である。民意が守られる開かれた園運営を目指し、県、町の指導、関与で、保護者要望に沿った早期解決の努力を切望する。

1つ、特産品、観光PR、体験型観光農業など情報誌掲載の、より積極活用での交流人口増加を推進されたい。

1つ、町税は財政運営の基本的財源である。徴収率は現年度、過年度とも改善されているが、徴収業務は職務の一環であり、最大限の努力と手段で臨まれない。

以上が主な意見でありました。

次に、特別会計であります。老人保健特別会計につきましては、受給者数1,757人、伸び率4.6%減少しているのに対し、医療諸費については1,429,590千円と伸び率3.4%となり、1人当たりの医療費は813,654円、伸び率で8.3%となっている。歳入不足が生じており、繰上充用金で補てんされている。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、国民皆保険制度として、医療の確保と健康の保持、増進に貢献している。急速な高齢化に伴い、医療費が増加している。

一方、産業低迷による保険料収入の伸び悩みなど深刻な財政難は避けて通れない。高齢化や低所得者の増加は国保税の減収になり、多額の基金繰り入れで維持されている。各種保健事業の推進と健康意識の高揚が大きな課題である。また、国保税の滞納者には厳しい財政状況の理解を深め、収納率向上の努力を要請いたします。

次に、山林特別会計につきましては、かつて町の主要産業でありながら、材貨の長期低迷で財源充当の売却益は見込めず、基金取り崩しによる運営がなされているが、市場価対策は言うまでもなく、近年、地球規模で見直されている公益環境林の育成、保護が本町の自然の豊かさの源であり、経済林、環境林の健全な山づくりに一層の努力を求めます。

簡易水道特別会計につきましては、安全で良質な水道水を完全給水することは、公衆衛生の向上に資する大きな役割であり、各施設の改善、整備、改良等保全に努められている。里地区送水ポンプ取りかえ、喰場地区配水管工事、洗出地区配水管工事などの改良状況であるが、有収水量率の低い伊福、蕪田、里の各施設の原因究明と対策を求めます。

次に、漁業集落排水特別会計につきましては、漁集事業は平成13年から供用開始され、利

用戸数160戸、接続率87.8%である。歳入全体の78.8%を一般会計繰入金に依存している。年々公債費の上昇から厳しい事業運営である。施設管理入札など工夫されて、一層の経費節減に努力されるよう要請いたします。

以上が特別会計の状況であります。

基礎的自治体の再編が一段落して、県レベルでの再編である道州制ビジョンが第28次地方制度調査会の答申で動きがにわかには活発化している現在、国の骨太方針であるプライマリーバランスの均衡化は、米国発サブプライム・ローン問題に端を発した世界金融恐慌が吹き荒れる中で、円高株安の100年に一度の大不況対策として、一時的な景気対策がばらまき的に実施されようとしておりますが、超高齢化社会に必要な財源不足をどうするのか。国、地方を含めた大変厳しい時代に直面することは必至であり、将来を見据えた個性ある町づくりと多様な行政ニーズに道筋をつけ、限られた財源で太良町の未来像を描きながら、住民の負託にこたえる厳しいかじ取りが待ったなしであります。

監査委員並びに本委員会の指摘事項を踏まえて、次年度以降の予算編成と行財政運営に十分生かされるようお願いしまして、決算審査特別委員会委員長報告といたします。

終わります。

○議長（坂口久信君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑の方は議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

ただいま各会計の委員長報告は認定する旨の報告であります。

最初に、議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本案を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号 平成19年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算を認定す

ることに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第67号 平成19年度太良町水道事業会計決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第68号 平成19年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第68号 平成19年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第69号 平成19年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第69号 平成19年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第70号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第71号 平成19年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第71号 平成19年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号 平成19年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第72号 平成19年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定

について、本決算は認定することに決定いたしました。

最後に、議案第73号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算を認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、議案第73号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算は認定することに決定いたしました。

したがって、すべての会計が委員長報告書のとおり認定されました。

日程第3 議案第83号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第83号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

漁業センサス調査員ということですが、これはもちろん、漁業に関する調査だと思いますけど、どんな調査をされるか、質問いたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この漁業センサスというのは、指定統計第67号で農林水産省が所管する5年に1回の大規模な漁業に関する調査で、調査内容としましては、世帯員の数とか、あるいは漁業にどれだけ従事したとか、漁業に関する詳細について、調査票としては4枚から5枚になる調査票をもって調査に及んでおります。

○3番（平古場公子君）

何名ぐらいの方が調査されているのでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今回の調査で調査対象、調査客体数、多良のほう、有明漁連の多良支所のほうで36件、大浦支所で152件でございます。前回5年前の調査、2003年の調査で——今回は合計188件、参考までに2003年、5年前の調査は206件ということで、マイナス18件、対象漁家数が減っているということでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第83号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第84号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第84号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

この太良町認可地縁団体というふうなのが、恐縮ですが、初めて聞くような言葉でありまして、この団体は太良町に何団体かあるものと思われませんが、この町内に何団体、今あるのか。それと、何のためにといたしますか、こういった目的を持ってこの太良町認可地縁団体というのがあるのかを教えてくださいたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えをいたします。

地縁団体の正式な数は今覚えておりませんが、太良町内の多くの行政区が地縁団体のほうに加入されております。

目的としては、わかりやすく言えば、今まで行政区が持っていた財産の管理なんかを地縁団体に登録をすれば、その地縁団体で持てると。今まで個人名で、代表者、区長さんとか何とかが個人名で登記をされておりましたけれども、これが各地縁団体の名称で、自治会とか、何々区とか、そこら辺の団体で財産等が持てるということで、あとの管理とか、いろいろなことについて適切に管理ができるということで、今、行政区でこのような地縁団体に加入をされております。

以上です。

○9番（末次利男君）

今回、84号で専決処分の議案が出ておりますけれども、この専決処分そのものについて質問をさせていただきます。

地方自治法の179条の規定により専決するという説明でございますけれども、この専決処分というのは、もちろん法の規定によるものと議会の委任によるもの、この2つの専決処分の方法があると思いますけれども、この議決権というのは、議会の唯一の権限事項である権

限事項を執行部の意思決定によって条例を決定するわけなんです。いわゆる議会制民主主義の根幹にかかわることなんです。ここらはどのような——もちろん、いろんなケースが考えられるんですね。今回、恐らく専決になるのは、特に緊急性を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかに認められた場合、これは専決処分が認められておると。

この件をしますと、平成18年6月2日に公布され、12月1日が施行期日となっているということで、いわゆる18年の6月2日から2年5カ月間、この公布までになるわけですね。それで、6月議会はなかなか難しかったかなと思いますけれども、そこに9月議会もあっているわけですよ。そういった中で、どのような判断によって専決処分をされたのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

18年6月2日に公布をされましたが、施行期日は12月1日ということでしたので、緊急に専決の処分をさせていただいたところでございます。

○9番（末次利男君）

それはわかるわけですよ、ここに書いてありますから。しかし、18年の6月2日に公布されているんですよ。そして、12月1日から施行するという、もう12月に施行するということは、9月の議会の時点でわからなかったのかということですよ。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

9月議会時点ではわかりませんでした。

以上です。

○9番（末次利男君）

もう少し丁寧に説明してくださいよ。吐き捨てたような説明じゃいかん。

だから、こういうことで、これは議会の専決事項ですよ。だから、むやみやたらに専決をされているというのは、これは議会の根幹にかかわることですよ。だから、やっぱりこの辺は親切に説明すべきですよ。どうしてもいとまがなかったから、やむを得ませんでしたということを経営部から言うべきなんです。それを何ですか、当然の権利として吐き捨てたような言い方は。議会制民主主義をわかっとっですか、あなた。

○議長（坂口久信君）

町民福祉課長、末次議員が言われるとおりに丁寧に説明してやりなさい。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

はい、申しわけございません。元気に言ったつもりが誤解を与えたということで、申しわけございません。そういう他意は全然ございませんでした。今後、そういうことで十分注意

をしながら、専決の際には議会のほうに御提案をお願いしたいと思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

うちも大分早い時期に、この地縁団体に蕪田区もしたわけですが、印鑑の登録及び証明に関するということは、地縁団体側の印鑑証明か、太良町の印鑑の変更なのか、教えてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

法人としての地縁団体の印鑑登録並びに証明事務でございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この地縁団体をやっているところが、各地区が印鑑を今からかえるということですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

印鑑は、特段かえる必要はございません。この条例の文言について、地方自治法等の法改正がっておりますので、その法改正の条文の主な変更でございます。それに基づいて条例の改正をお願いしたということになっております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

この地縁団体ですね、数がはっきりわからないということでありましたが、今、認可を受けたいということでやっているけど、登記、名義の変更等ができないで、なかなか認可ができないと、登記簿ができないという、そういう地区が何カ所か今現在ありますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今後、こういう土地を取得する見込みがあるというときにそういう届け出もできますので、できればそういうふうにしてもらって、登記手続がスムーズにできるようになればいいかなと思っておりますけれども、現実問題ですね、過去、古い名義で登記ができないという行政区もあります。

○2番（山口 巖君）

いや、ありますじゃなくて、もしよかったら、どのくらいの地区がなかなか受けにくいとかですよ。ということは、そういうふうな地区が多分あると思います。やっぱり田舎というか、私たちの部落もなかなか名義が変わらないところもありましたから、そういうところをどういうふうな格好で指導するというか、行政区の指導というのをするのか、ある程度、1

件あるのか何カ所あるのか、一応そのくらいの数ぐらいでもよかったら教えてください。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

行政区から相談があったのは、今、実際地縁団体になっているけれども、まだ名義が変更できないでいるというのもありました。やっぱり相続人が散らばっていて、どうしてもできないと。ただ、どうしてもそれを先延ばししていくと、今から取得する財産とか、今から公民館を建てようとかなんとか、そういうときにもやっぱり問題が出てくるので、できるだけ早くしてもらって、過去のそういうのを引きずっていかないようにということをお願いしているところもあります。

現実問題、今、一、二区からそういうのになかなかできないよという御相談もあっております。ただ、それについては、自治区あたりで相続登記とか、そういうのをできるだけしてもらおうよということ、こちらのほうからお願いをしております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第84号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第85号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第85号 太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第85号 太良町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第86号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第86号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第86号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第87号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第87号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

出産一時金の支給が350千円から380千円になるということですが、本人が受け取るのはあくまでも350千円ということですが、あとの30千円についての内訳を説明してください。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

380千円の内訳は、医療機関が350千円取って、あとの30千円というのは、保険料として産科医療補償制度準備保証規約概要ということで、保証期間に30千円を保険料として払うと。

妊婦は制度上、そういう補償制度に加入している医療機関で出産した場合は380千円妊婦が払うということで、医療機関の受け取りが350千円という意味でございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

ただいまの説明でわかりましたけれども、最近非常に不況風というのがひどく、国民健康保険税の滞納、あるいは無保険者、そういったものが増加するという傾向にあるんですけども、そういった人に対しても一律この制度は適用するということですか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

滞納の場合でも出産一時金を払うかという御質問だろうと思っておりますが、滞納の被保険者の場合、例えば、1年間の滞納があった場合等については、いわゆる皆保険制度を維持するためにも滞納の部分については一部納めていただくということで、納まった場合に払うというふうなことになるようです。

以上です。

○6番（川下武則君）

30千円ということなんですけれども、町としては少子化を見たときに、町独自で出産に対してもうちちょっと、あと100千円でも200千円でも子供を産んでくれたら給付するというふうな考えはないんでしょうか。町長に聞きたいんですけど。

○町長（岩島正昭君）

少子化対策の一環として、町でも出産手当を100千円ぐらいできないかという質問でございますけれども、その部分につきましては、今、医療費の無料等々を町で独自に補助をやっているわけですが、今後の検討事項として頭の中に入れておきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第87号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8～第12 議案第88号～議案第92号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第88号 指定管理者の指定についてから日程第12．議案第92号 指定管理者の指定についてまでの5議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

88号から92号、全体的に指定管理者制度というふうになっておりますけれども、この各項目に対する指定管理の管理費用は年間どれぐらいになっているのか。

それからまた、こういうふうなことを指定管理者制度に持って行って、そのメリットはどういった形であらわれているのか。予想でございますけれども、そういった点を各項目に分けてお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（寺田恵子君）

議案第88号の分についてお答えをいたします。

管理費用としまして、指定管理者の募集要項の中で参考指標として一応20年度の指標を上げておりまして、28,184千円ということで参考指標として掲げております。

以上です。（「メリット」と呼ぶ者あり）うちだけのメリットでございますか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）

○10番（山口光章君）

こういうふうな管理費をあれして、今までは公民館が管理をしておったというのに比べて、指定管理者にすることによってのそのメリットは町としてはどういうふうなメリットに結びつくかと。何でもかんでも指定管理者、管理者と、それもいいけれども、こういう理由でこういうふうなメリットがあるから指定管理者にするんですよというような、そのメリットを聞きたいと、各項目についてですね。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えいたします。

メリットとして通常考えられるのは、行政事務の軽減、それから民間のノウハウを活用した行政サービスの向上、それとか行政経費の削減などが考えられると思っております。

○10番（山口光章君）

経費の節減も考えられると思いますけれども、人件費、要するに職員さんですね、これも削減するような必要性が出てくるんじゃないですか。要するにこの仕事を管理者がすることは、それだけ手間が省けるわけですから、そこら辺はどういう考え方ですか。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って。各担当課に質問があつておるけんですよ。（発言する者あり）一律各担当課から説明を受けて、最後の山口君の質問に答えていただければと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

活性化センターの管理費用は、平成18年度、19年度ともに約880千円となっております。

指定管理者制度を導入するメリットでございますけど、現在、利用申し込みの受け付け等は役場で行っております。これは月曜日から金曜日までということで行っておりますけど、今回、指定管理者制度に提案しておりますNPO法人たらふく館さんであります。あそこは休日がありませんので、活性化センター及びたらふく館で土曜日でも日曜日でも利用の申し込みができると。それと、利用する都度、かぎの、施設の開閉を行っておりますけど、その辺の開閉についても、隣にNPO法人たらふく館さんがおられますので、スムーズにできるということ考えております。

以上です。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

私のほうの関連施設としては、90号のたらふく館別館、91号の漁師の館、92号の中山キャンプ場でございます。

御質問の管理費用については、たらふく館別館及び漁師の館については管理委託料は発生いたしません。結局、この施設については利益を生む施設ということで、逆に経常経費等はそこの中から払っていただいて、収益金のうちの一部を合理的な範囲内で町に納めてもらうという協定をいたしております。

中山キャンプ場については、現地説明の折には過去3年間の予算額を提示して、一応の線を出しておりますけれども、実際応募が1社でございましたので、具体的に協定の協議を今詰めておりますけれども、3年間の決算の平均をとりまして、一応1,300千円という管理委託料の線を出して今協議中でございます。

メリットということでございますけれども、これは全部、今回共通することでございますけれども、民でできることは民でやっていただくと。とにかく、そういうふうな民でできる施設については民でやっていただくということで、主に町内の法人、あるいは団体の方に指定管理者制度を活用していただいて、管理をお願いするという出しておるわけでございます。

ですから、ある意味、ちょっと大げさな言い方かもしれませんが、公共事業の発注みたいな形でとらえていただければなと思っております。当然、議員言われるように、職員の人件費等々についても若干、例えば、委託で対応していた分が半年で済むとか、1年切るとか、そういうふうな行政経費の削減にも効果が出てくると期待はいたしております。

○10番（山口光章君）

大体わかりましたけれども、大分執行部側としては仕事の面で楽になるというような傾向でもありますよね。

これは公民館のほうにお尋ねいたします。

ここに指定管理者制度の指定について、各自然休養村から太良町弓道場まで並べてありますけれども、これは屋外の施設が主でありますね。その管理の範囲ですよ、実際。要するに、例えば台風災害とか、いろんな修復かれこれ、こういった場合には、この指定管理の中に入っているのか、管理の範囲はどこからどこまでがそれだけの管理をするのか、そういった面をお尋ねしたいと思います。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

災害等々の、例えば修繕があったというようなことは、今、管財のほうで一括して保険を掛けていただいておりますけれども、それで対応ができると考えております。

管理につきまして、業務の内容といたしまして、この指定管理に出す分につきましては、施設の貸し出し、使用料の徴収等、それから設備の点検とか、整備とか、それから、グラウンドであればグラウンドの除草作業とか、そういったもろもろの体育施設の管理をお願いするというところでございます。

○10番（山口光章君）

その範囲ですけれども、野球場に例えれば、昔小林さんとか、現在飯野さんたちが草むしりとかなんとかをしていますよね。ああいうことも全部この指定管理者がすると。いろんなメンテナンスの面を請け負うという意味ですか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

山口議員が言われたとおりの業務を、今、野球場に例えて言えばですね、野球場は今太良町の野球協会のほうに委託をして管理をお願いしているところなんですけれども、それが野球協会ではなくて、指定管理者さんのほうで管理をしていただくということになります。

○議長（坂口久信君）

最後の質問にしてください。

○10番（山口光章君）

これだけの12施設、滞りなく実際できるかどうかと私は心配なんです。これは年に1回とか2回の掃除とかなんとかじゃなしに、これは本当、毎日でもせにやいかんような状態ですよ。シーズンになったら、いろいろごみも散らかりますし、滞りなくできるかどうかというのが心配なんですけど、そこら辺はどうでしょうか、1つの業者で。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

言われるとおりに、休養村センターを含めて12施設という広範囲での施設になりますので、大浦のほうにも道越環境広場まで範囲がありますので、私たちも少し不安なところもありましたけれども、今回指定の候補者としております太良美装さんにつきましては、昨年に引き

続いての申請でありまして、今回申請するに当たりまして、いろんな資格を取得されるなどして経費の削減を図って、サービスの向上を図りたいというような強い意欲とか熱意を持って申請をされております。それに、そういう期待をしているところでございます。多分できるものと思って指定候補者として選定をしたところでございますので、私たちはそれを期待しておるところでございます。

○5番（牟田則雄君）

同じく88号の件で質問しますが、これは大体事業所は何カ所の入札申し込みがあったのか、そして、今まで幾らの事業費でだれが管理していたのかということをお聞きしたいと思えます。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

今回申請があったのは、1業者さんでございます。太良美装さんだけでございますね。

それから、これまでの管理については、町の直営でしておりました。

経費につきましては、休養村センター全部含めたところで、18年度の実績で約27,000千円、それから19年度の実績で28,000千円でございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

今の27,000千円というのは、これは何か職員以外で使われた金なのか、職員を日数で計算した金なのか、そこと、それから、たらふく館とか、しおさい館は最初から職員がそこにおられて、そして、改めて今までも出しよったところを指定管理しているわけですね。ところが、今回、これは全部太良町の職員で管理しておったのを改めてこれだけの財政を投入してやるということですので、ちょっと計算しても28,000千円という、最初の88号だけでも4,000千円の年収にして7人が一年じゅう働けるというぐらいの金額なんですよ。そしたら、太良町の平均所得が2,000千円にもいかないような時代に、7人の人間が一年じゅうかかってするような仕事を果たしてこれがそういう仕事なのか。今言われたように職員がやっていたのを28,000千円改めて財源を出して、そして、今のこの太良町の財源不足の中でこれを改めて、業者が1業者、7人から10人の人間が食べていかれるような一つの企業をこれで生み出すような経費をかけてやるのがふさわしいのか、そのところをお聞きします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げました経費の中には、職員の人件費は入っておりません。この中には、電気料とか光熱水費ですね、そのほかもろもろのこれまでにかけた経費の分でございます。その後、それから、臨時で雇用している職員とか、日々雇用職員とか、そういうものの経費が入っておりまして、職員の人件費については入っておりません。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、どうしてもだれがやっても要る経費と、それと、ここに今度指定管理で出して改めて発生する財源と分けてこれは説明していただかないと、みんながわかりませんよ。ただ単純に28,000千円と言われれば、ああ今回、28,000千円改めて財源を出してするのかということに、私もそう考えておりました。

それと、今言われたように経費が削減ということになれば、一番の問題は、これをどの程度の掃除とか整備を見込まれているのか、町民がいつ行ってもきれいに整備されているという程度まで管理を任せるのか。月に1回そこを整備すれば、それでいいですよという契約になるのか。これはみんな町民が使うわけですから、町民が以前よりも使い勝手が悪くなったとか、以前よりも荒れたというときに、どこに文句を言って、だれがこれをさせるのか。そこら辺もはっきりしてもらわないと、使う側の人間からすれば、そこら辺があいまいならいろいろ苦情とかなんとか出た場合にどう対応するのかがちょっと難しい問題だと思いますので、そこら辺をひとつお聞きしたいと思います。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

この指定管理を出したことによって、町が直営をしていたときよりも利用者にとって不便になったということになれば、それは基本的に協定違反ということになりますので、今まで以上のサービスとか、利用しやすくなったとかいうふうなことにしていただくことになりません。

そういうためには、私たちのほうも指導をしていくと。これからずっと、議決をいただければ、業者の方といろんなもろもろの細かいところまで話し合い、協議をして、指導をしていくという形になります。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

大体この契約が一応3年になっておるでしょう。そしたら、今私が申し上げたとおりに28,000千円、中山まで入れたら大体29,000千円近くといえ、太良町でいえば一つの企業です。これが3年して、次またそれよりも安く入札者があったからといって、それで今私の言ったとおりで、7人従業員を使ってやっていたのが3年後にまた全然違う業者と切りかえられたといった場合のいろいろ、それは問題ないようにみんな割り切って指定管理はしていただくという考えでいいんでしょうか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

一応指定期間は3年ですけれども、毎年、年度協定書というのを交わすわけでございます

ので、基本的には委託料というのは変わらないと思いますけれども、3年後にはまた再募集をですね、委託期間が切れますので募集を行います。公募をかけますけれども、その時点でまた一から、何業者さんか応募があれば評価をして、また選定委員会を開催するという運びになりますので、その時点でまた評価をしていくということになります。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今、課長の話では、前回じゃなく今回は資格等もいろいろ研修されて取りましたから認定しましたということでもあります。その中で、ちょっと一番最初にどういう資格を、これだけの大きい施設は相当の資格が要ろうと思いますけれども、どういう資格とどういう資格をお持ちなんですか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

今回、新しく資格をお取りになっている分が、消防設備士の資格ですね、それから2級ボイラー、それから浄化槽管理、この分を取得されているようでございます。2級ボイラーにつきましては、プールのほうが危険物取り扱いというようなことで、今職員のほうが対応をしておりますけれども、そういうのも資格を取られたということでもございました。

以上です。

○2番（山口 巖君）

ということは、前はこういう資格を持たなくて認定の申請書を出されたということですか、前年度。もう1つ思うのは、多良岳ですね、キャンプ場、ここが今、レスキューネットワーク協議会というのが多分できていますよね、多良岳山系のネットワークが。そこにもこの人たち、レスキュー隊の研究資格は物すごく多良岳のキャンプ場は必要だと思うんですけど、そういうのは全く経験がないということですか。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

昨年は、資格はお持ちではありませんでした。もし自社で対応できない業務とかがあれば、その業務につきましては対応できる業者さんにお問い合わせできるというシステムもありますので、それはまた、それに対して費用がかかりますけれども、それが自分のところで資格があればほかの会社に頼まなくていいという、それも経費の節減につながると思っております。

レスキュー隊については、ちょっと私のほうではわかりませんので。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

レスキューの件ですけれども、これについては、警察と消防署と消防団と行政が一体となって、遭難時とかの緊急の場合、そういうふうに関連をとり合って、遭難された方の捜索と

かなんとかをするということで設置をしておりますけれども、太良美装さんについてはその会員ではありません、今のところはですね。今後、そういうふうにキャンプ場の管理とかなんとかをされる場合は協力を願う可能性もあるかもしれませんが、今のところはそういう4社で設定をした団体でございます。

○2番（山口 巖君）

というのも、1番ですけれども、もしけがとか行方不明者、いろいろ想定ができての協議会だと思えますけれども、そのときの自己責任はどっちにありますか、行政側にありますか、こっちの会社のほうにありますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

ちょっと質問の意味を正確に把握できていないかもしれませんが、基本的に中山キャンプ場の施設内でキャンプのために来られたお客さんについては、ある程度、自己責任及びその管理、もし備品によってけがをされたとかなんとかとなったときには、それぞれ双方で話し合っただけで済むことになるかと思えますけれども、レスキューの場合は、基本的には我々のほうでは対応はしないで、私も指定管理に出す以前、例えば、遭難が出たときには中山キャンプ場の管理者として、その施設の貸し出しということで立ち会いはしておりますけれども、捜索までには行っておりません。

○11番（下平力人君）

今、12の施設を一括して28,000千円という数字を上げてあるわけですね。となりますと、非常に高い感じがするわけですよ。我々素人でもございますし、その施設ごとにどのくらいという数字を出せば、あなるほどなということもわかるかもわかりません。そして、同時に、これは同時進行という作業の中であると思えますので、正確には出せないかもわかりませんが、一応これは各施設ごとに出不せないのか。それと同時に、こういう指定管理者制度をとったときに、いわゆる点検、検査、これは当然されると思いますが、担当課でやるのか、また別の部署でやるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

個々の経費ということですかね。19年度の実績で個々の経費を出しておりますので、それでちょっと述べさせていただきます。

休養村管理センターにつきましては、19年度の実績で7,148千円ですね。それと、野球場のほうで3,327千円、それからテニスコートのほうで390千円、それから温水プールのほうで9,200千円、それから町民体育センター、大浦のほうにありますけれども、603千円です。それから道越環境広場のほうで1,576千円、それから健康広場はないです。運動広場のほうが694千円、それから体育館が第2体育館と一緒にありますけれども、665千円です。それと、

弓道場はありません。

以上でございます。

○11番（下平力人君）

今のように、ここに明細を入れておれば、案外いろいろと皆さんが考えることもなく、わかりやすかったんじゃないかなと思います。

それと検査、これについてはどこがやるのか、ちょっとお尋ねします。

○社会教育課長（寺田恵子君）

検査と申しますと、どんなものなんでございましょうか。済みません。

○11番（下平力人君）

例えば、年間やっていきますね。これは当然金がついておりますから、やったかやらないか、その辺のですよ、トータル的によしとするのか、それとも年に3回ぐらいの、一応どのくらいやっておるのか、その辺も含めた点検、検査、こういうことなんです。

○議長（坂口久信君）

このままちょっと暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

先ほどの下平議員の質問にお答えします。

検査ですけれども、今回申請するときに、事業計画書と収支予算計画書というのを提出していただいております。基本的に、最終的にはそれによって評価をしております。その評価をもとに、今後1年間、年度協定書ということをつくりまして、1年間その管理運営をしていただくわけですけれども、その中で、最終的には3月末日をもって、今度は実績報告書及び決算書を提出していただくこととなりますので、最終的な検査はそこでやられると。

ただ、議員御心配されるのもごもっともで、例えば、年間を通じてポイントポイントのときに検査、確認、あるいは指導、こういうものを含めてできたらとは考えております。

○11番（下平力人君）

その点について、いわゆる今まで過去に直接やられたときより、よくやっても何もならんという意欲が阻害されるんじゃないかろうかということで、ちょっとお尋ねしとったわけですよ。その現場のできあし、こういうのも実際、足を運んでみるとよくわかるかなと。そうなれば、指定管理者もまたさらに努力をしていただくんんじゃないかろうかというふうに思いまし

たもんですから、そういうところです。

以上です。

○10番（山口光章君）

先ほど公民館のほうから、まだ指定管理者についても期待をしていると、そういうふうなことを言われましたけれども、野球場の例を例えてみますと、野球場の新しいトイレができましたよね。あれも何年かなりますけれども、名前は控えさせていただきますけれども、油津の方ですけれども、大概毎日毎朝、暗い時間にトイレの掃除をされております。実際、一般の方ですよ。そういうことを実際、この指定管理者ができるのかどうか。これは大変なことだと思いますよ。だから、この指定管理の施設が何カ所あるか、トイレが何カ所あるかと、これを毎日毎日本当にできるのかどうか。だから、新しくできた野球場のトイレなんかは、いつもきれいなんですよ、実際。これはもう私も感心しました。そして、暗いときにしよかんと、人に見られたらあれやからと言いながら掃除をしよんさっですよ、実際。ちょっとした合間合間で、朝の暗いうちに。だから、そういうことが本当にできるのか。先ほど期待していると言いましたけれども、これは私は可能じゃないと思います。なかなかできないこと、実際。そこら辺が心配ですから、そこら辺を十分考えておってください。これは大浦地区のほうのトイレとかなんとかもありますし、そしてまた、野球部が少年野球のあれで掃除していますよね。あれも、もうしないわけですか。管理者がするんですね。そしたら、要するにその手当じゃないけれども、ああいうふうなお金なんかはもう少年野球には行かないわけですかね。その辺をもうちょっと詳しく。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

野球場のトイレの清掃については、ボランティアで多分していただいていると思います。朝早く来てしておられるのは大変ありがたいことだと思っております。そういう日ごろ行っている清掃とかについては、今以上にきれいにさせていただくものと思っております。

それから、道越環境広場のほうは、今道越少年野球の保護者のほうに委託をして管理をお願いしているところなんですけれども、これが指定管理者になれば、この道越少年野球のほうの手を離れるということになりますので、その辺については、指定管理者さんのほうが今まで以上に管理をしていただくものと思っております。

金額についても、道越のほうと契約は3月いっぱい切れる、手を離れるということになります。

○9番（末次利男君）

確認のため質問をさせていただきます。

いわゆる指定管理者制度というのが、先ほどからどういうメリットがあるのかとか、いろんな質問があっておりますけれども、これは民間に委託することによって、いわゆる多様な

住民ニーズに対して効果的、効率的に管理運営を目指すのが1つの大きな目的なんです。いわゆる利用者のサービスの充実、向上、これを図ることが大きな目的なんですけれども、ここはちゃんとした1社という競争の原理が働かない指定管理者制度を導入されておりますけれども、その点についての危惧はないかどうか。より民間の競争によるサービスの向上、充実、これを図るべきことが、この大きな目的なんです。そこを十分、それを図られるという自信があつてこそ、指定管理として指定されると思いますが、その点についてお伺いをさせていただきます。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員おっしゃられるというのが基本的な方針だと思います。私もそういうふうな感じで思っております。

ただ、これは閉鎖的に、例えば、今回は第5条適用がたらふく館別館活性化センター、それに漁師の館ということで、これについては、もう事前に全協の中でも御説明したとおりでございますけれども、今回公募した体育施設と中山キャンプ場については、広く公募というか、町で管理していた物件でございますので、できるだけ町内の団体、あるいは法人にお願いしたいという気持ちを込めて、募集範囲を町内に限ったわけですが、結果として1社しか申請されてこなかったと。

中山キャンプ場については、現説に2団体来られたんですけれども、最終的に申請を出されたのは1団体ということで、非常に残念な結果になりましたけれども、そういうことでありますので、今回は申請書によって評価をするべきところですが、実際もうちょっと深く評価をしたいということで、事前に協定なんかを踏まえた事前審査というか、協定までさせていただいて、本当に大丈夫かどうかという審査までやって、こういうふうな形で議案としてお願いしているわけでございます。

○9番（末次利男君）

よくわかりました。

続いて、いわゆる審査をした後の指定管理を受けた、その後の対応について質問をさせていただきます。

先ほど下平議員のほうから質問があつていたとおりですが、いわゆる今度指定を受けた管理者の義務として、やはり毎年、業務報告書並びに、その作成を提出する義務があるし、もちろん地方公共団体においても、それをちゃんと管理状況を把握する義務があると私は思っているんですよ。もう出したからその人の勝手にさすつくさいね、3年間はというためじゃなくて、そういったことで、町民からのいわゆる住民サービスの向上につながらない苦情等のことも恐らく想定内にあるはずですよ。そういった場合は、地方公共団体が適当な指示をする、そこまでやっぱりやらなければ、これは制度が全く形骸化してしまうという思

いがありますので、その点についてはどのような、もうたらふく館のところのいろんな議論もありましたけれども、その学習効果をして、やっぱり今後そういったことのないように、先ほど決算書をちゃんととるといふようなことも言われておりますので、その辺を再度お尋ねさせていただきます。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

るこの指定管理者等については御意見等々がっておりますけれども、まず指定管理者の効果といいますのは、例えば、行政でこの施設にしますと当然27,000千円かかっておったというのが、行政でやった場合は27,000千円ですけれども、我々がやれば20,000千円とか24,000千円でやりますよというふうな見積もりをとるわけですね。今までの役所のそういうふうな維持管理等についてはこうこうだけれども、例をとりますと、野外音楽堂につきましては、これは民間のノウハウを生かしてコンサート等をやりますとか、いろいろ民間のノウハウを受けて指定管理者を決定するわけでございます。

当然皆さんたちから今お話しがありましたとおりに、役場で今までこうやっておったばつてんが、指定管理者になったら、例えば、便所もこういうふうで汚かばい、いっちょん今まで以上に悪くないよっというふうな町民の皆さん方の恐らくお声が各担当課に来ると思います。その分につきましては、これは指定管理者の検討委員会というものを立ち上げておりますから、その中には担当もいますから、例えば月に1回、年に12回か定期的に当然検査をする必要があると思います。もしそういうふうに今まで以上に程度とか清掃等が落ちた場合は注意をして、場合によっては、聞き入れなかった場合は、3年間の契約ですけれども、業者さんと話し合っって解約という形もとらざるを得んじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

この指定管理者制度というのは、平成15年の地方自治法の一部改正によって創設をされたわけですけれども、この大きなねらいとして、やはり行政改革の推進の一環であると私は受けとめております。

そういった中で、これは、この指定管理者制度というのを18年を先取りしてされたというのが、有名な小浜町の町立病院なんです。そういったこともあって、これは本当に施設の存廃——存続すべきなのか、あるいは廃止すべきなのか、あるいは本当に民間移譲にすべきなのか、そういったものを検証するということが大前提にあらなきゃならんと思うんですよ。単に制度運用に終わっちゃいかんと。やっぱりそこまで踏まえて、じゃあ今回は指定管理だけれども、将来的にはどうあるべきなのか。施設の管理状況はどうあるべきなのかというのも、やっぱり時代の変遷とともに、必要性というのは、ふえてみたり必要性がなくなったものもあるはずですから、そういったものも含めて検討される余地があると思いますが、その点に

ついても、検証の結果はどのようなものであったのかお尋ねいたします。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

今末次議員がおっしゃるように、やはりいろいろな施設を町内持っておりますけれども、本当にこの施設が必要なのか、必要でないのかというふうなことは、検討委員会の中でも話はしております。

それで、端的に申し上げましても、実は中山キャンプ場あたりも、本当に今の施設の中でいいのか、そこをじゃあ利用者をふやすようにするためには、また経費が要ってくると、いろいろな面もございます。ですから、そういった感じで、おのこの施設についても検討はいたしておりますけれども、まだ、この施設はじゃあ不必要よというふうなことまではなっておりません。

それで、今各たくさんの今回施設の指定管理をお願いしているわけですが、先ほどから話がるるあっておりますように、いろいろな問題等が出てきたりとか、その利用に対しても苦情が出てきたりとか、じゃあその経費がどうなのかと、そこら辺を含めてやっぱり検討して、今後また続けていくのか、続けないのかというのは検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

道越環境広場の件についてお尋ねいたしますが、今先ほど道越環境広場の維持管理費1,657千円、それと当初予算のほうで道越環境広場の委託料として649千円ですよね、そういうふうな予算額を出しておられますが、これが今さっきの話では、管理者に移行した場合は道越少年野球のほうから離れるということをお聞きしたんですが、仮に管理者が今までのような、今皆さんも御存じのように立派に管理運営していただいておりますよね、道越少年野球。それで今はまた大浦少年野球も同時にやっておりますし、その辺で、管理者のほうに、仮に大浦少年野球、道越少年野球がそこを管理させてくれといった話が出た場合は、そういうところはどういうふうになるのか。今までそのチームの中の運営助成金なんかを大分充てていただいておりますよね。大分助かっておると思います。それは保護者さんたちの努力のたまものと思うんですが、その辺になった場合は、どのようになるのかお伺いしたいんですが。

○社会教育課長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

今まで管理委託契約を道越少年野球のほうにお願いをしたものを、指定管理者さんがそのまま委託をしますよということは、全部委託はできませんので、例えばの例ですけれども、今の道越少年野球の保護者さんたちのだれかを雇って、この方たちにお願いをするとい

うことは可能かと思えます。

ただ、あとはどうされるかは指定管理者の自分たちの考えられるところでございますので、極力私たちのほうからも、こういう方法もありますよみたいなことは言うてはおきますけれども、それはもうあとは指定管理者が決められることだと思っております。

○8番（久保繁幸君）

それはそういうお話しになっていけばいいことだと思うんですが、道越だけでなく、今、大浦少年野球もやっておりますので、その辺の仲介もとって、今ちょこちょこちょこちょこしたトラブルがあっているそうですので、その辺がスムーズに行くように御指導いただければと思いますので、よろしく願いしておきます。

○10番（山口光章君）

その件に関しまして、ちょっとお尋ねします。

スポーツを通じて、これは子供たちの青少年育成には欠かせない心がやはり重大と思うわけですよ。自分のお父さんお母さんたちが一生懸命トイレの掃除をして自分たちのスポーツを見守ってくれているというふうな、これは公民館だったらわかるでしょう、社会教育の一部だと思うんですよ。それがなくなって途絶えてしまうというようなことは、ちょっと寂しいんじゃないかなど。日ごろ今まで習慣づけてこられたお父さんお母さんたちが、自分たちのためにいろいろな経費をいただくために頑張ってくれていると、自分たちも頑張ろうというようなスポーツに面しての心と心、親子のきずなというのがちょっと薄れていくんじゃないかと思うんですけれど、そこら辺はどう感じられますか、社会教育の立場として。

○社会教育課長（寺田恵子君）

施設を管理していただく——指定管理者に出すということと、スポーツを通して青少年の健全な育成ということと、少しはつながりはあるかと思えますけれども、今後ともそこを使用されるわけですので、使用者として、そこをボランティア活動でもして、除草作業とかグラウンドの整備とか、そういうものは一緒にしていってもらえればと思っております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

根本的なものをちょっとお尋ねしたいと思えます。

今役場の職員で大体100人ぐらいおられて、これを指定管理に出さないと仕事が多くなって管理ができないという判断で指定管理に出されたのか、町民の普通感覚でいけば、しかも今まで27,000千円ぐらいかかっていたのが今度は28,000千円以上かかるということであれば、そこら辺が。

それと、職員の削減も全くない、そして先々どういう管理をされるかもわからないという不安からいけば、町民の代表としては、ちょっとこれは、そのところが、職員の仕事がふえ過ぎてこれはどうしてもできないというお話しなら納得できるんですが、事業費の部分は

ずっと年々予算の中でも減っていきながら、さらに職員がただ楽をするためにこれを外注に出すというような判断を町民に与えるような資料がもしあがんとしたなら、これは余りよくないことだと思いますので、そこら辺、今の職員全部でこれがもう管理でけんごと仕事がふえたけん、これは指定管理者に出さんばいかんというごたる判断をされておるのか、ただ単純に、それだけ仕事を離して楽するためにあがんとをされよるのでしょうか、そこら辺ははっきりせんと、今の仕事がふえ過ぎて、もう手の回らんごとになったけんというとなら、みんなに説明するとも私たちも抵抗なくされるんですが、そこら辺が全然仕事が変わらんで、ここだけこういう今まで町がやいよった仕事を指定管理者で、しかも1,000千円近くの上乗せして出すということになれば、町民の代表としては、これを認めるわけにはいかんようなこととなりますので、そこら辺が、役場の仕事として、今のスタッフではこれを外注に出さないといけないという判断をされておるのかどうか、そこら辺の判断をお聞きしたいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

職員が少し楽になるという、そういった理由ではないわけですね。やはり今の公の施設を民間のノウハウというのですか、そういった形で、いろいろ住民が利用しやすいように、そしてまた、住民サービスの向上につながるような形で管理をしていただくというふうなことで、それから、やはり行政経費の削減といったことでしております。

それで今、議員がちょっとおっしゃったのが28,000千円ぐらいで逆にふえているというような話だったわけですが、この指定管理で今回出されている社会教育の施設についても約4,000千円近くの経費を節減するというふうな形で収支は出されているところでございます。ですから、トータル的に見たときに金額がどのというのは、私もちょっと今この数字を持っておりませんがわかりませんが、指定管理を出すというのは、先ほどから企画商工課長が申しあげましたように、この施設の管理を民間にお願いすることによって、その施設が住民の方に十分サービスを提供できるように管理をしていただくというふうなことで、今回出しているところでございます。

それで、今まで町がやっていたときより悪くなれば、当然そういったことはできないわけですので、1年また見直しながらやっていくというようなことでございますから、今回は先ほど町長も申しあげましたように、民間の方に1回やってみてもらって、どういうふうになるのか、そして、時には検査もしながら、指導もしながら取り組んでいきたいというようなことで今回お願いしているところでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

いや、社会教育課長のほうのさっきの説明で、今までかかっておった経費が18年、19年度

は1年間に27,000千円と幾らぐらいかかっったという説明を受けて、それを受けて私は、そして、今回の請負金額が28,184千円という報告を受けたでしょう。それで、私は資料は持たないわけで、そっちのほうからの報告を受けたとをここに記帳しとって今発言しよるわけですよ。

それと、1つ大事なことは、今まで町が管理しよったときに、使い勝手が悪いとか、いろいろな不便とか、そういう苦情あたりが頻繁に出されておって、そして民間のいろいろなそういうのを入れたほうがようはなかろうかというような話なら、もちろん今説明されたごたつとでも理解できるんですが、今まで多分、我々も使ってみて、不満とか苦情とかは一切、私が使った範囲内ではなかったわけですよ。そいけん、そこら辺を含めて、今までやっぱり苦情とかなんとかが、こういうところの使い勝手の悪かばいというなら、民間のいろいろな活力とか、そういう知恵を入れてするという説明も私も理解できるんですが、今まで町民の方が、太良町の施設においては、多分皆さんこれで使うときは満足をして使っておられたと思うわけですよ。そいけん、そこら辺の苦情とかなんとかは、これは外注に出したほうが使い勝手のよくなるばいとかなんとかいうごたる判断をする、その苦情とかなんとかが今までどういうところに出されたのか、そこら辺もちょっと聞かせていただければ参考にしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

20年分はまだ出ていませんけれども、18、19年度というのは、その年々の決算ですから、いろいろな事情で変動するとは思いますが。

今回、この体育施設を先ほど言われたように、何で町民から苦情が出ておらんのに出す必要があるのかと、どういうふうな不満が出てこういうふうな形になったのかということでございますけれども、基本的には、そういうことは、今まで公民館職員が中心になって一生懸命管理運営をされてきたということで、非常にうれしい限りなんですけれども、今回、いろいろ行財政改革を進める中で、行政経費のあり方について、いろいろ議員さんたちとも話し合いを持って、果たして年間これだけの行政経費がかかっているけれども、本当に効率的な運営ができているのかどうかということで、いろいろ御指摘もあっておりましたので、今回は指定管理者制度というものを活用いたしまして、民間のノウハウを生かして、この行政経費として活用した経費がどれだけ削減できるのか、もちろん、先ほどの中で、結局人件費は入っておりませんので、職員の仕事が楽になるかといいますと、逆に言えば、職員は職員で議員の皆様方にも既に御説明していますとおり、もうことしで3年目になりますけれども、行財政改革プランを遂行して、現在、定員の減ということで毎年毎年努力をいたしまして、定数削減に努力をして、そういうような形でやりくりをやっているという状況でございますので、その辺のところは御理解いただければなと考えております。

○2番（山口 巖君）

今町長の答弁の中で、指定管理者の検討委員会を立ち上げているということですが、一番最初に、そのメンバーをお願いします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

指定管理者選定委員会ということで、文言的にはちょっと誤りがありますが、一応その中で、今回の申請者の審査、評価等を行っております。

メンバーは、選定委員要項の中に、副町長、教育長、総務課長、財政課長、企画商工課長ということで、それと、今回例えば所管する社会体育施設の所管と自然休養村でありますので、選定するときには、社会教育課長と農林水産課長も同席をいたして選定委員会のほうで審査審議をいたしております。

○2番（山口 巖君）

選定委員会はもちろんいいんですけれども、今、議員が言いましたように、今から苦情の受付というのが物すごくあると思うんですよ。行政だったら簡単に電話したり担当課長に町民が直接でも結構なんですけど、民間になった場合は、なかなか個人から個人という苦情が言いにくい、遠慮がちとかで、不満とか不平が相当陰のところで出てくると思うんですけれども、この委員会を民間からか、もう少し範囲を広げて組織づくりという考えはどうですかね、できないものですかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これは最初に議論していただいたときにも、そういうふうな御指摘がございました。基本的に主な業務内容としては、申請者の選考にございますので、できれば利害関係のある民間の方を入れるのが果たして適切かどうかというのもございます。逆に言えば、民間の方を入れて適正な審査をするというのも一つの方法かと思っておりますので、その辺については、一応今の段階ではこのままの体制でやっていきたいということで答弁はしております。

○2番（山口 巖君）

ということは、苦情、いろいろな問題が余りにも多過ぎた場合は、また再度メンバーを考えると、こういう解釈でいいわけですね。はい、どうもありがとうございました。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今のところ、何施設か昨年、一昨年ということで既に指定管理の活用施設というのはございます。基本的に、その施設に対する苦情とかなんとかというのは、直接私どものほうにまだ来ます。そういうもろもろを受けて、早速直に赴いて、注意とか監督とか指示とか、適切に各担当課ではやっていると思っておりますので、その辺、十分皆様方の意見を踏まえて管理をし

ていきたいと、監督ですかね、そういうものをしていけたらと考えております。

○8番（久保繁幸君）

議案第91号の漁師の館の件についてお尋ねいたしますが、まずは、この指定管理がなぜ5年なのかをお伺いいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この点につきましては、一応漁師の館については、太良町の指定管理者制度基準方針に基づいて、指定の期間が3年ないし大まか5年というふうな形でうたっておりまして、最長の5年をもって今回は指定をしております。

御存じのとおり、全協なんかでも説明はしておりますけれども、今回、この施設については、最初民間のほうで建設されて、今回4月から町の公の施設ということになっておりましたので、そこら辺の事情を考慮いたしまして、最長5年をもって指定をします。その後は公募にかける、公募というふうな方針で、協定の段階でも漁師の館のほうも一応合意をしていただくような形にはなっております。

○8番（久保繁幸君）

この漁師の館の運営協議会さん、ここは借金をしておつくりになったというふうに聞いておりますが、5年間でその償還ができるものなのか。その5年間の中で償還ができなかった場合に、次の今度公募をするときに、その金額云々はどのようになるのかですよ。どういうふうな返済方法を考えられているのかはちょっと私どもわかりませんが、5年間でこの指定管理を26年3月までですか、そこまで、今までお金を借りておられた分が仮に返済されなかったまま残って、次の指定管理の選定になる場合はどのようになるのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほども答弁しましたとおり、公募になると思います。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、その残った分はその次の方が持つということですかね。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

運営協議会の借金と私は解釈しておりまして、漁師の館の建物の借金ではございませんので、仮に公募をしたときにはゼロです。

○8番（久保繁幸君）

それから、収益の一部を町にお支払いしていただくというふうなことをお伺いしたんですが、それは収益を上げていただいて町に払ってもらうことはいいことなんですが、今あちこ

ちで、あそこがやっぱり売り上げがいいから、お客さんもこの前の土曜、日曜もいっぱい入っておいりましたですね。それはやっぱり下のカキ焼き屋さん、カニ屋さん、いつも言いますが、不満が出ておりますよね。それで、今民間団体等からそういうふうな進出計画は出ていないですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

私のほうでは把握はしていないというか、私のほうに問い合わせはございません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第88号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第89号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第90号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第91号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

最後に、議案第92号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13～第15 議案第93号～議案第95号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第93号 町道の認定についてから日程第15. 議案第95号 町道の認定についてまでの3議案を一括議題といたします。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第93号 町道の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第94号 町道の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

最後に、議案第95号 町道の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第96号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第96号 町道の廃止についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

この議案第96号について、いわゆるJRとの関係で廃止するということでありましてけれども、もちろん跨線橋の修理の問題でこれは撤去されたということで、通行不可能だという提案理由の説明がっておりますけれども、そこは引き続き農道的なことで使われる予定があるのかどうかお尋ねいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

町道水下線でございますけど、これが跨線橋の撤去により分断されまして、北側のほうに約500メートル、南側のほうに約100メートルほど道路は残っております。北側のほうは農地等がありますので、農道等として利用されていくと。南側の残りの分は、100メートルの分は、結局農地も何もありませんで、もう草も大分生えております。全然利用者がありませんので、形としては里道として残っていくというふうに考えております。

○9番（末次利男君）

道路が分断されているという説明ですけれども、その分断された箇所の危険対策、これはどのようにされているのか。それと、今後北側のほうは農道として利用されるという説明ですけれども、そのいわゆる分断された北側、南側、その里道も含めてですけれども、今後の管理状況はどうなるのか。あるいはそういった、必要であれば払い下げということも多分想定に入っていると思いますけれども、そこらについてはどのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

危険対策でございますけど、それぞれ分断された箇所には、ちょっと私はっきり覚えておりませんが、高さ1.1メートルちょっとのコンクリート擁壁と防護さくが設けられておりまして、万全に対策はとっておられます。

それと、今後の管理ですけど、北側のほうは、そのまま農道としても利用できます。そのために、一応農道も里道の一部でありますので、地元関係者の管理と。南側のほうは、もう全然利用できませんので、そういうところは、払い下げの申請があれば払い下げも検討したいとは思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○11番（下平力人君）

町道を格下げをするというようなことでございますけれども、今現に業者なんかも通っておられると思いますけれども、事故とか、あるいはその他、災害等が発生したときにどうなのか。やっぱり町道として残しておくとなれば、その辺の経費面で非常に悪いのかどうか、不都合なのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

北側のほうは農道として管理していきますので、災害等、崩壊等があれば農災のほうで対応していくと。南側のほうは、全く利用者というか、もう通行どめでありまして、全然農地

もありませんし、利用は全くゼロの状態であります。

○11番（下平力人君）

それで課長、さっきの説明では、希望者があれば販売をしてもいいというような、払い下げでもいいというような話をされておりましたけれども、やはり道路として残していくべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか、その辺。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

現況は道路として残っておりますけど、全く道路としての全然利用する土地がないところですので（発言する者あり）いえ、北側のほうは農道として管理していきますので、払い下げを考えているのは南側の部分だけでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第96号 町道の廃止について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第17 議案第97号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第97号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

歳出の16ページ、目の企画財政管理費の中の節の18. 備品購入費2,166千円、この件につきまして、こういう時期にどうして補正かと。中身がちょっとわかりませんから。そして、

その必要性はどういったものか説明をお願いいたしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この事業については、県下市町村、10市10町、県内20市町村が、5年前にこの機械を共同で——共同じゃなくして発注して、市町のL G W A Nサービス提供設備の導入から、ことしで5年が経過をしていると。メーカーの保守サポートが来年21年3月で終了いたしますので、機器の故障等が修理できなくなるため、L G W A Nサービス提供設備を更新する必要性が生じたと。県内20市町村が更新をするに当たり、経費負担の軽減と事務手続の簡素化を図るために共同調達をするということで、一応2つの方法があったわけです。

購入する方法と5年間リース契約、5年で費用を分担する方法と。5年で費用を分担する方法となれば、新年度の予算でお願いする。機械を一括購入するのであれば補正でということで、一応検討した結果、一括購入の見積もりが2,165千円程度、5年リースの場合は5年間で大体2,475千円ということで、30何万程度の差額が出ましたので、町としては一応購入という形で今回補正でお願いしているわけでございます。

○10番（山口光章君）

この購入方法はわかりました。そしたら、購入時期というのは各市町村、この12月議会ですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

県下20市町村の中で16市町が購入、4市町がリースという形になりますので、16市町については、今回12月の補正で提案していると思います。

○10番（山口光章君）

わかりました。

○6番（川下武則君）

同じような質問なんですけど、この備品の見積もりをとって、この見積もりから幾らかでも値引きというのはないんですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これは佐賀県のI C T推進機構事務局、県下の全市町村が加入してつくっている機構ですけども、そこが一括して事務局が入札を行うということで、一応の見積もりはもらっていますけれども、入札結果はまだ出ていないということで、一応見積もりの段階での予算の計上であると思います。

○10番（山口光章君）

20ページの商工総務費の中で節の19ですか、廃止路線代替バス運行費補助金となっております

ますけど、生活交通路線維持費補助金が789千円減になっておりますけれども、この内容説明をお願いします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この減については、当初予算と比較しまして、予算の見込みと実質の決算で、まず経常費用、この分が約3,000千円ほど落ちて、収益も若干200千円程度落ちていると。経常損益が大体10,000千円程度、そのうち国、県が合わせて4,800千円程度補助をいたしまして、残りについては、鹿島市と太良町で営業走行キロに合わせて鹿島市が11.4キロ、太良町が14.2キロありますので、合計で25.6分の14.2キロの太良町の負担分が、当初で見込んでいた金額が4,000千円に対して太良町が3,285千円ということで、ここで補正をお願いしている約780千円程度の減ということとなっております。

○10番（山口光章君）

生活道路といいますか、代替バスの運行ですか、近い将来、実際、客の数も少のうございます。しかし、これはなくてはならない交通源でございまして、これは将来的には持続というか、どういった形、傾向になるのか、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この路線バス等々の取り扱いについては、もう全国的な問題としてとらえられていて、かなり新聞、マスコミ、テレビ等でも取り上げておられて、これにかわるバスの運行システムとかなんとかの協議を、住民を巻き込んで協議をされております。

県おきましても、大もとには佐賀県バス対策協議会がございまして。その下に分科会的な形でバス対策協議会という県が主催してされるものと、最近では道路交通法の改正によって、各市町が主催して地域公共交通会議というものを催して総合的なあり方というのを検討するような形になっております。

基本的に、委員なんかは専門家のほかに、ある意味地域住民、沿線住民とか、そういうものを巻き込んで総合的な対策をとると。実際路線バスを廃止したときに、それにかわるバス路線はどういうふうなものがあるのか。タクシーにかえるのか、あるいはそれを全部廃止して地域コミュニティーバスとかなんとかというほかの手段で運用をするのかどうかというのは、今後はやっぱり協議しなければならないということで、我々もその必要性は感じて、県の指導を仰ぎながら、今後そういうふうな協議をもって、ある一定の、もうある意味、今年度の末から来年度にかけて、その協議をしていきたいとは考えております。

○10番（山口光章君）

路線バスの廃止というか、その代替バスがもしなくなった場合、実際はテレビとかなんとかでよく拝見するんですけれども、各町村において、独自のやり方でバスの運行をやっている

るといふようなところがございますけれども、それに近いような考え方ですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

専門的には、先ほど言われたように、かなり地理的条件、どうしても今路線バス走っていますけれども、結局、最初に中山に行くときには空っぽなんですよね。で、中山からこっちのほうにおりてくるときには、何人かは乗っていらっしゃいます。で、何人か乗ってこられたのが昼にはまた乗って帰るといふ、でも、昼は逆に言えば空っぽで帰ってくるというふうな、地形的サークルとしてはピストン運動しかできませんので、これをサークルとして考えて、いつどこでも乗れるというシステムをびしっとつくってやれば、ある意味スムーズな運航もできるかもしれませんが、そういうのは逆に言えば住民のニーズも把握しなければいけないものですから、地域、沿線で考えられる住民の方とそういうふうな会議を持って、事前にそういうふうな情報を公開しながらやっていきたいなどは考えております。

○2番（山口 厳君）

関連ですけれども、そしたら、中山線とか今例にありましたけど、過去ここの利用者数はわかりますか、ここ何年間の利用者の数。

なかったら結構です。よかったら、どうせそれも大事な議題になろうかと思えますけど、過去の利用者数が後でわかれば、よかったら議員全部に配付していただければと考えますが、どうですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今持っているのは平成20年の決算の資料で、竹崎線、これについては乗車密度は0.3人でございます。

牛尾呂線については0.4人、中山線は0.2人ということで、一応最近の情報はありますけれども、一応過去3年ないし5年というデータは後ほどつくれると思います。

○1番（所賀 廣君）

23ページをごらんいただきたいと思いますが、中ほどの欄に教育費、小学校費ですが、中尾分校閉校事業委託料として970千円を組んであります。この運営委員さんたちには何かと大変だろうと思いますが、まずこの970千円の大まかな使い道と申しますか、簡単でいいですから、まずその項目、予算等がわかりましたら教えいただきたいと思えます。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

教育費の小学校費の970千円の委託料の内訳でございますけど、概算というふうなことで質問ですので、まず式典費に155千円見込んでおります。それから、記念誌作成に510千円、それから、記念碑に305千円というふうなことで、概算の970千円の計上をさせていただいて

おります。

○1番（所賀 廣君）

今式典に155千円というふうな答弁がございましたけど、この式典にどれだけの人といえますか、招待といえますか、参加を予定されておられますか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

今実行委員会におきまして、3回実行委員会をしていただいております。その中でずうっと各地域の方、学校、教育委員会のほうでまとめた今の状況でございますけど、150名ほどなろうかというようなことで、今協議中でございます。

また、今後年明けてからも実行委員会を開催させていただくようになっておりますので、まだちょっと正式な人数は決まっております。

○1番（所賀 廣君）

はい、わかりました。

それとは別ですが、当然廃校になりますと校舎が残るわけですが、相当大きな建物でして、後でのことになりますけど、これを解体するものか、あるいは中尾区の方たちと相談しながら進めるものか、まだ決定段階ではないと思いますが、構想として考えられること、当然運動場あたりも相当広いわけですし、後の維持管理にかなりなお金がかかっていくんじゃないかというふうに思います。その辺の構想がございましたらお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

先ほど申しましたように、3回の実行委員会を開催させていただいております。また、その件につきまして、いろんな案はございますけれども、まだこれといった案が出ていないと思っております。

また、これにつきましても、今後実行委員会のほうで煮詰めていく予定でございます。

○5番（牟田則雄君）

13ページのこの総務費委託金ですね、この中に補正の分で漁業センサス費委託金とか住宅土地統計調査費委託金とか、それから住宅都市というか、これは予算を組むときに、この仕事は入っていないわけですか。毎回こういうのが出てくるような感じがするんですが、どうでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この統計調査費の委託金でございますけれども、一応新年度予算のときに、大体統計調査というのは3年に一遍とか5年に一遍とかいうことで、毎年実施されるのは工業統計調査、こういうものがありますけれども、今回、委託金として補正されるのは漁業センサス、この分については、5年に一遍の実施統計調査でございますので、できるだけ実質的な交付金に近いような形で見込みはしますけれども、どうしても5年前のデータをもとに見込んでおりま

すので、実際の交付金の確定と食い違うということで補正をお願いするわけでございます。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

住生活総合調査費委託金でありますけど、これも5年ごとに行われております。前回までは住宅事情実態調査ということで行っております。指定統計調査であれば、総務省管轄で大体予定を立てるわけですけど、これが国土交通省の管轄になりまして、委託金をどうするかというようなことで、まだ検討段階でありまして、今回、39千円支払うということになりましたので、ここで補正で上げております。

○10番（山口光章君）

18ページの保健衛生総務費の中の、この前全協の中で説明がありました消耗品としてのインフルエンザのマスクなど、数々対応を考えておられると思います。嬉野市のほうも早速その対応を考えて、よき方向に向かっているようですけれども、ここに院長先生がおられますけれども、新型インフルエンザということで、非常に敏感になっておりますけれども、インフルエンザの注射ですか、あれはどれぐらい今病院のほうではやっておられますか。太良町の人口に対して。

○太良病院長（古賀俊六君）

ちょっと正確な数は把握しておりませんが、小児科と内科のほうでやっております。インフルエンザのワクチンについて申し上げますと、大変予防効果がありまして、住民の方、皆さん全部受けたほうがいい、それぐらいの効果があると考えています。

料金のほうも一応決まっております、結構高いような印象もありますけど、それに匹敵するぐらいの効果があるワクチンだと考えています。それでインフルエンザの予防注射をしたら、風邪とか肺炎とか予防できるし、経済的にも予防注射の代金に見合う以上の経済効果もあるようになっております。

一応4月ぐらいまで流行の予定ですので、12月、3週間ないし6週間ぐらいで抗体ができますので、早目というか、もう小児科なんかは9月ぐらいからですか、大人は10月ぐらいからやっております、それでも予約がいっぱいで、なかなか一遍に何十人と来られて忙しい状況ですけれども、そういう状況です。

○10番（山口光章君）

答弁がちょっとわかりづらかったですけど、専門的なことは横に置いておきまして、予防の効果が十分にあるということでありましたら、太良町独自でもいいから、これはひとつ予防接種なんかは義務づけたらどうでしょうかね。要するに、太良町の町民は全部とにかく受けましょうと。これは予防効果があるということやったら、注射をしていない人がかかりやすいということにつながるんじゃないかと思いますが、実際、自主的じゃなしに、もう義務づけて、幼稚園から小学校、中学校、高校、町民は全部予防接種をなさいと、

する義務があるというようなことで、どうにかならんもんですか。そこら辺はどうお考えですか。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

インフルエンザの予防効果については、先ほど院長等々から説明があったとおりですけれども、いずれにしても、3,000円及び3,100円程度の本人負担があつて、太良町では65歳以上については1,000円の本人負担の分を免除しておるという関係で、2,000円程度ですかね。そういうことで、全体的に予算がかなりの額になるというところが1つ。

それから、もう1つは厚生労働省あたりのインフルエンザの予防の効果ですね、若年層については免疫の効果が期待できないというふうな観点から、太良町全員というのは若干無理があるんじゃないかと、かように思っております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

インフルエンザについて関連で聞きます。

インフルエンザのワクチン等はできておりますが、新型インフルエンザ、日本に上陸はまだしてはおりませんが、日本全国広がって、かかった場合に3,200万人ですか。それと、これは今はまだワクチンができておりませんので、64億人死亡者を見込んでおるというような報道がなされておりますが、県あたりは、その新型インフルエンザがはやってきた場合の訓練というのがテレビでこれまであっておりましたが、町内でもし、私たちのところに来るのもそう、テレビで見えていますと、都会ではやった場合、1週間ぐらいで来るのではなかろうかという考えをしておりますが、うちあたりでの訓練等は予定されておられるのか。ここで今度購入される防護服とかマスクとかゴーグルとかいろいろあるとでしょう。そういうのの使用法、やはりそういうのを買うためには5,000千円予算を組んでありますので、その辺の予定はあるのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えをいたします。

この間の全協の中でも説明をいたしましたが、現在、その組織・機構については、立ち上げたばかりだと。

それから、もう1つは、県内各町で病院関係者あるいは保健師等々を対象とした、そういう講習会等が実施されているわけですけれども、現在、インフルエンザが上陸するかもしれないという予想のもとに、この対策ということで、防護服等の購入をしているわけですけれども、過度なインフルエンザの予防をして、現在低迷している日本の経済活動の中に、さらに低迷するような、そういう教宣活動が今の時期にいいのかどうか、その辺等を、これは11月に杵藤鹿島地区の担当課長の折にも、過度なそういう訓練というのはまだ早いんじゃない

かと。

それから、これは全協の折にも説明しましたが、立ち上げたばかりですから、その辺は他市町村の状況等を見きわめながら徐々におろしていくと。

それから、パンフレット等を一応配りながら、その辺の地域住民の方に認識をしてもらうというのがまず先決じゃないかと。その辺が固まってから、いよいよという段階の前ぐらいには、各区長さんあたりも、あるいは生産組合あたり、いや、区長がいいですかね——区長等々にその辺の説明をしていきたいと。

それから、うちの職員等については、せんだって唐津のほうの研修会等に出席して、その辺の予防の方法等については研修を受けております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今の報告ですと、仮に国内に入ってきたとしますよね。今の時点でそういうふうな段階的に行っているのは、もうすぐ我が町にも来るんじゃないですか。だから皆さん方、健康増進課でも町内でもどこがされるのかわからないんですけども、病院かなんか。そこはやはり、これだけの経費は5,000千円使うんですから、やはり訓練をしておいて、よその地域の状況を見ながらでなくて、どこからうちの町に入ってくるかわからないでしょう。それはやっぱりやっつくべきじゃなかろうかと思うんですが。

それで、潜伏期間、あれが2日か3日でしょう。3日なりして、それから発症したときには、もうどんどんふえるとでしょう。その辺がやっぱりあるので、今の質問をしております。訓練等をやるのかどうかということ。

それと、やっぱり1つは、今住民に段階的に知らせるというふうなことで言われましたけど、もっと早くこれは知らせるべきではなかろうかと思えます。今テレビや新聞でもどんどんやっておりますけど、その辺は、発生しないのがそれは一番いいんですが、発生すればこんなことになりますということをどんどん早目にこの冬場には伝達をしていただきたいと思います。その辺はどういうふうな御計画かお伺いたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えをいたします。

先ほど議員御指摘のように、予算を組んで、それから、テレビ等々で新型インフルエンザ等については、既に町民の方も御存じだと思っております。

それで、現在、県等々の考え方としては、まず医療機関等々のそういった体制を整える。というのは、これは10月に杵藤鹿島藤津、それから、嬉野も含めてですけれども、県のほうから医師会と、それから薬剤のほうですか、警察、それから消防、それから我々自治体の関係者が集まりまして、その中で、先ほど来の説明のとおり、各そういった関係機関に周知徹底をするというようなことでやっていくと。それから先については、今後は第1回目の課長

会議、杵藤武雄地区の会議の中で第1回目の課長会議等があつて、月に1回ペースでその会議をやっていくという段階でございまして、議員おっしゃるとおり、この新型インフルエンザが全国で64万人の死亡等々が予想される中で、早急な対策をすれば、先ほどから申しているとおり、経済が低迷するといえますか、消費拡大がかなり冷えるというようなことで、議論をすればするほど早くやったほうがいいという議論ですけれども、その辺を見きわめながらやっていくというふうな状況でございます。

○5番（牟田則雄君）

それだけ県でも国でも大がかりな準備と、それから、これだけの予算を計上してやっていく割には、今どれくらいのインフルエンザの予防者が太良町におるかというのは、ちょっとさっきの質問者に対する今の病院長の答弁は余りにもあやふや過ぎて、やっぱりこれは直ちに太良町で予防接種をしたとは各病院にお願いして、その日その日に何人予防接種をずっとやられたのか、今までの合計が何人なのかというようなことを太良町で把握して、そして、はやったときにタミフルが有効であるというごたることがテレビあたりでさんざん言われているものですから、そしたら、未接種者の数が何人おるからどれくらいの準備をせにゃいかんというごたるもことになることだと思いますので、その予防接種者の数あたりは、つかもうとしたら、病院にお願いしたら、その日、何人接種をしたのかはわかるはずですから、そこら辺をきちっとして、あとの準備をしたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今、牟田議員がおっしゃった件なんですけれども、今の予防接種はあくまでも通常のインフルエンザの予防接種なんですけれども、AかBか、ちょっと私どちらか——A型ですかね。A型がはやれば流行は抑えられるんですけれども、B型がはやったらもう全く効き目がないという、そういう状況なんですよ。

それで、先ほどから健康増進課長あたりが答弁している新型のインフルエンザというのは、もう全く別種のもので、これがはやったら、まだワクチンができていないものですから、今のインフルエンザを幾ら打っていても全く効かないという、そういうことなので、だれかがかかって、それからワクチンをつくるということが順序なので、とにかくだれかがその新型にかからないとどうしようもないという、そういう状況でございます。

先ほどから何人インフルエンザを打っているかという数の問題なんですけれども、ちょっと今のところわかってはおるんですけれども、私がデータを忘れてきておりますので、申しわけございません、答弁できません。済みません。

○議長（坂口久信君）

議員の皆様をお願いします。どんどんずれておりますので、もとに戻してください。

○10番（山口光章君）

議長、先ほどの答弁、聞いとらんやったですよ。私の質問と答弁が違っておりました。

もう一回言います。今度は町長にお尋ねいたします。

要するに、予防効果のあるというようなことでしたら、ワクチンが太良町こぞって義務づけて、幾らかの予算を組んでいただいて、みんなやりましょうと。それで太良病院でみんな受けるような形をとってみてはどうですかと、そういう考え方の持ち合わせはございませんかというような意味です。

○町長（岩島正昭君）

太良町で予防接種を奨励するという、言いかえれば半強制的にやったらどうかということでございますけれども、当然これは太良町で住民の健康管理のために奨励するとなれば、全額じゃなくして半額とか、あるいは3分の1等の補助を当然やらにやいかんというふうに思っております。その件につきましては、今後そういう方向で検討させていただきたいと思っております。

○3番（平古場公子君）

それに関連してですけど、10月の末やったですかね、太良病院の小児科のほうに予防接種を申し込んだら、もう予約がいっぱいということでできませんということでしたけど、今現在はどのようになっているのでしょうか。まだ予約はできないのでしょうか。

○太良病院長（古賀俊六君）

ちょっとインフルエンザのほうは調べてきておりませんので、お答えできません。

○9番（末次利男君）

同じく18ページの消耗品費のことについてお尋ねしますけれども、この消耗品費というのは、やっぱり新型インフルエンザ対策としてマスク等の購入を上げられると思えますけれども、先ほど説明にありましたとおり、いつ出るのかわからない、これは鳥インフルエンザから異変をするわけですから、全く別次元のウイルスが発生するということですので、これだけ人、物、金が世界を駆けめぐる時代でありますので、いつ何どきこれは起きてもおかしくないということで、この対策がなされていると思うんですけれども、要するに、これは説明は全協でされたんですけど、よそでされた場合ということがある程度想定にあるのではないかなという感じを受けたわけです。

この一つのキーワードに「あわてない、集まらない、がんばらない」というキーワードを上げてあるんですけれども、まず一番大事なのは、これは太良町で起きるかはわからんわけですよ。それを想定しなければならぬと。じゃあ、どうするのかというのは、やっぱり初期判断、これは当然太良病院を中心として、いわゆる医師会の連携ですね。ここに頼らざるを得ないわけですよ。そういった初期判断——本当に普通のインフルエンザなのか、大きな新型インフルエンザなのかの判断。それと、その連携、ここにやっぱりかかっているんじゃないかなと思うんですよね。ここをもっと、ぐあいの悪かぎ、まず病院に行くわけですから、

そこでの確な判断をして、的確なやり方をするということが手順として一番大事になると。初期判断とは、やっぱり初動体制ですね、この辺にかかっているんじゃないかと思うんですよ。そこをもっと——もちろん、備品を購入するということは大事ですよ。それは大事ですけども、それをやっぱりまず。

もちろん住民は、先ほど言うたごと、ぐあいの悪かぎ病院に行くわけです。病院の判断で、ちょっとおくれたばかりに大事に至る、至らない、ここはもう病院の判断なんですよ。ですから、その辺の連携プレーというのをこれは十分やっていただかんばいかんと思いますけれども、その点については、どのような訓練といたしますか、会合を持たれているのか、その辺が一番大事だろうと思いますが。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

訓練等々については全協の中で新聞等々を資料として差し上げておりますが、武雄鹿島藤津管内では、近年で最近については先ほど説明しましたが、唐津のほうで病院等、それからうち、看護師あたりを対象とした、そういった、これはドライブスルー型式で訓練等々を実施されているわけですけども、先ほどから、訓練等々も含めて対策の第一波というのは、発生源の抑え込みといたしますか、例えば、発生した場合は学校の閉鎖とか、それから場合によっては、一番懸念されるのは職場ですね。職場に1人入ってくれば、当然全員感染するというような形で、職場の出勤率あたりも、例えば半分ずつにするとか、最悪の場合はその辺まで。

それから、最近の新聞等々では、太良町は比較的少ないわけですけども、出勤の際の出勤率ですか、2分の1にするとか、あるいは2分の1等々にすれば、発生率等については15分の1程度に減るだろうということで、まず発生源が確認されたら、その遮断をするというのが基本で、県のその新型インフルエンザ等々の説明等については、まず資料は差し上げておりましたが、県内の6医療機関等で第一次的な予防をして、そこで重症患者については入院と。

それから、入院まで至らない軽症の患者については、保健所を対象にした患者の接触者の経路の特定と、それから、電話等による状況の確認をやっていくと。というのは、この新型インフルエンザについては、うちの保健師等からも説明がございましたとおり、いつ感染したのかわからないという状況でございますから、安易に接触をしないというのが第一原則でございます。それと、そこについては説明会でする説明したとおりですけども、あとの行動計画の中で、久保議員の質問とも重複しますが、実際にじゃあいつやるのかという訓練のほうですけども、そこら辺については、ここに太良病院の院長が出席でございますが、まだ具体的な病院等々の話し合いというの、まだ実際できていませんので、ただ、今回提案しているのは、やっぱりたたき台というところでございます。まだそこには至っていな

いと。おしかりを受けるかもしれませんが、今は各市町の段階でもそこまで至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

さっきから回答の繰り返しになっておりますけれども、皆さんたちがおっしゃるのは、4,000千円も5,000千円も予算を組んで、来っとば待ととつかいというふうな御意見と思います。せんだって、二、三日前だったですか、薬剤師会等も会議かなんかあっておるそうで、私ちょっと病院で薬をもらいにアルナに行ったところで、古川さんという方とお会いしまして、太良町内の薬剤師と担当の保健師、それと病院で、早急にこの予備訓練といいますか、そういうふうなものを呼びかけてやりたいと思うというふうなことをおっしゃったものだから、早々にそういうふうな訓練の打ち合わせはできると思います。

それと、これも病院内ではできない問題で、皆さんたちもテレビで拝見されたと思いますけれども、ああいうふうなテント方式で裏のほうの駐車場でやりたいというふうなことも、これははっきり言いまして、古川さんという薬剤師かおいでですけれども、その人との話の中で近々のうちにやりたいという打ち合わせはできているところでございます。

以上です。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど江口課長のほうは行政のほうから言われたんですけど、現場の病院のほうでどうしているかというのをちょっと申し上げますと、12月10日にうちのほうから5名、唐津の赤十字病院のほうに職員を派遣して、そこで模擬のどういう対応をするかという訓練がありましたので、その見学会に行かせています。

御存じのとおり、鳥栖あたりでもあっておりましたけれども、車の中に患者さんを乗せたまま診察をやるという、そういう方式をやっておって、唐津の場合も同じような感じで外でやっているということですね。それで、原則的にうちの病院のほうも、新型のインフルエンザがはやり出したら、症状がかぜの症状だったら、もう原則外で診るということに決めています。

あと、12月22日に保健所のほうからうちの病院のほうにやってこられて、この病院で新型インフルエンザがはやったときは、どこでどう診察をして、どういうふうにするのだというのを22日に杵藤保健所のほうからやってきて、うちの病院のほうとそれを取り決めをします。そこまでの準備は今できておるところです。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第97号 平成20年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第98号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第98号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第98号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第99号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第99号 平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第99号 平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第100号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第100号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

3ページのほうに、看護師手当等の中で負担金が10,096千円上がりましたが、この分の増収を見込む分には、どれぐらいの診療報酬が増にならなければいけないですか。計算されておりますか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

約14,000千円を増収させていただくということになります。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第100号 平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後 2 時38分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第21 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第21. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第22 議案第101号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第101号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第101号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、現教育委員会委員の陣内碩泰氏が平成20年12月23日をもって任期満了となりますので、再度陣内碩泰氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。議案第101号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第23 決議第2号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 決議第2号 太良町議会議員牟田則雄君辞職勧告決議についてを議題といたします。

牟田則雄君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔牟田則雄君、退席〕

○議長（坂口久信君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

○1番（所賀 廣君）

議長より提案理由の説明を求められましたので、提出者として、ここに説明をいたします。

決議第2号 太良町議会議員牟田則雄君辞職勧告決議（案）。

太良町議会は、議員牟田則雄君を辞職勧告する。

理由。

太良町議会では、議員全員の協議のもとに「議会運営に関する申し合わせ」が決められております。その内容等につきましては、議員としてあるべき姿が事細やかに明記され、定め

られております。

これは常日ごろ、町議会議員としての職責を十分に自覚しながら、議会の運営に支障を来さないようお互いに責任と秩序ある発言や言動に配慮しながら、議員活動を行うことを目的に定められたもので、当然遵守する義務があると考えます。

しかし、牟田則雄君は再三にわたる指摘にもかかわらず、依然として守ろうとせず、一向に変わる事のないその姿勢は現在に至っており、その状況、事態を無視した異常な行動であると思われまます。

また、町民の利益と住みよい町づくりを最優先に考えるべき立場にあるその議員でありながら、牟田則雄君が監事として所属している一法人では、関係町民とのトラブルが頻発し、その間、議員としての職責をわきまえない言動は目に余るものがあり、これは極めて見逃しがたいことであると思います。

よって牟田則雄君を辞職勧告する。

以上、理由の説明を終わります。

○議長（坂口久信君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。まず反対討論から。反対討論ありませんか。

○12番（木下繁義君）

私は、これに対して反対討論を申し上げます。

まず、議会運営委員会の申し合わせ事項として、19年9月に取り上げられました。今回の選挙は19年7月にあり、8月上旬に当選議員の役職を内定し、その後、本決定した次第でございます。その時点では、議会運営委員会の申し合わせ事項ができていなかったということでございます。それがまず第1点。

それから、この申し合わせ事項ができていれば、議長なり議会運営委員長、私ですが、第1回の協議事項として全議員に申し合わせ事項を周知徹底させるのが私は基本と思います。19年9月、全協で申し合わせ事項として、行政区の区長と兼務の禁止をみんなで守るように協議をされたところでありますが、その時点では当人の意見として、小さな行政区で人も少なく、拘束力もないし、今までそういったことは聞いていなかったということで、区長を1期務めるようにというようなことで承諾をしておるということで、申し合わせ事項を守ってくれということなら任期の3月まで待ってくださいと、3月はやめますからというようなことで、その返事をされたところでございます。それが2点目。

実は12月11日の一般質問の後に、議会運営委員会を開きまして、そして、きょうの16日に

牟田君の兼業をやめるとかやめないとか、それによって再度協議をするというような申し合わせになっておったわけでございます。ところが、もう11日の一般質問が終わって家に帰ったところが、きょう提出されたような文書が届きましてびっくりしました。何でこういったことをだれの許しで出したのか、けさ来てびっくりしたのが、新聞報道に6人が同意とか何とか掲載がありましたが、いつそういうことに発展したのか、全くこっちは寝耳に水のような状況でございまして、勇み足にもほどがあるということで、私はこれには反対をいたします。

以上です。

○議長（坂口久信君）

賛成の方。

○9番（末次利男君）

賛成討論をいたします。

今日叫ばれている地方分権時代にあつて、議会の活性化は論をまたないところであります。多様な民意を吸収し、それを集約して町的意思決定を行う議会の役割は、ますます重要であると思います。

町の議事機関として、重要な政策決定と行政運営の批判と監視の2つの役割を果たすべき議会議員は、全体の奉仕者として住民全体の利益のために公平に権限を行使すべき立場にあり、議会議員としての職責であります。

住民の大きな声、小さな声、声なき声すべてを把握して、それを代表し、住民の心情をつかんで、その心で物事を考え、判断しなければならないと思います。

町全体が調和と均衡のとれた振興発展、福祉行政の実現こそが議会人の使命であります。すなわち、住民とともに涙する血の通った信頼される議会議員像が求められていると思います。

よつて、議会の申し合わせはいかなる理由にせよ、倫理上、最小限守るべき事項であると思います。

以上の考えをもとに決議第2号は賛成をいたします。

○議長（坂口久信君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

ほかに反対討論がなかったら、賛成討論はありませんか。

○6番（川下武則君）

私もまだ議員になって日が浅いんですけど、昨年の9月に議会運営委員会から申し合わせ事項をもらいまして、非常にいいことだと思っておりました。ところが、ことしの4月に町

民体育大会において蕪田地区が欠席したということを知りまして、本来であれば、牟田議員みずからが率先して町民体育大会に参加せよいかんところを率先してほかの行事を行ったということを知り、議員たる者じゃないと。ましてや、運営委員長の木下さんが体育大会の委員長を務める大会において、そういうのを聞いたときに、私は牟田さんは議員としての資格がないんじゃないかなと思いました。

所賀議員のあれに賛成します。

○議長（坂口久信君）

反対討論。

○10番（山口光章君）

牟田議員は、やってはいけないことをやると、そのように私は十分に思っております。しかし、この牟田則雄君辞職勧告決議案を出すこと自体が私はおかしいと、そういうふうにするわけですか。私はけさの議会運営委員会でも皆さん方に申し上げました。振り返ってみれば、合併問題の住民投票のことです。実際、皆さんもまだ記憶にあると思います。

住民投票をしてただすのは……

○議長（坂口久信君）

山口議員に、この牟田議員の勧告だけの問題にしてください。

○10番（山口光章君） 続

何ですか。だから言いよるんじゃないですか。

○議長（坂口久信君）

住民投票とかなんとかの問題は……

○10番（山口光章君） 続

いやいや、関係ありますよ、これは。関係あります。どうして反対討論が、私だけこれをしたらいかんのですか、そのことで。

○議長（坂口久信君）

いや、討論ばすんなどは言いよらんとやけん。

○10番（山口光章君） 続

だから、その理由をつけて私は説明しよるとやけん。（「まあ発言中やけん」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

権限は私にあります。そいけん、そこの辺は……

○10番（山口光章君） 続

どうして議長はそういうふうな言い方をするんですか。

○議長（坂口久信君）

その辺を抜かして。

○10番（山口光章君）続

抜かして。

○議長（坂口久信君）

その辺を抜かしてしてください。

○10番（山口光章君）続

だけど、理由を言わなければ私の説明が届かんでしょうが。

○議長（坂口久信君）

そんならどうぞ。

○10番（山口光章君）続

そがん、やけくそのごと言いんさんな。平等にしてください、平等に。

○議長（坂口久信君）

どうぞ。

○10番（山口光章君）続

よかですか。

○議長（坂口久信君）

よかですよ。

○10番（山口光章君）続

住民投票がありました。これは、太良町を半分にするような住民投票でした。私は、何度も何度もけじめ、けじめと聞かされました、皆さんから。けじめをつけにやいかんと。けさほども言いました。けじめはつけにやいかんと、私もそう思っております。しかし、住民投票のときのけじめはどこについたんでしょうか。反対が多くて、民意を尊重して、百武町政はそれに基づいて合併をしなかった。その後ね、後にですよ、署名運動に回った議員がおられます。その責任とけじめをつけたのは、田口議長が議長を辞職なされた、これだけなんですよ。

だから、このけじめという言葉、私は筋を通したいんですよ。けじめを持っておるんだったら、そのときのけじめをつけてからせると、こういうことは。だから、私はこの辞職勧告決議案を出すということ自体がけじめに基づいていないと思います。それで反対です。

○議長（坂口久信君）

賛成の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

この件につきましては、去る19年の9月、議会運営委員会で申し合わせ事項を定めまして、10月か12月、どちらかに牟田議員本人に区長と議員の兼務は好ましくないのので区長はやめてくださいと議員全協の中でお願いしております。

そしてまた、ことし9月にも本人様に兼務は好ましくないののでやめてくださいと議員全協

の中でお願いして、また、12月議会でもそういう通告をしていただいております。それで、いまだ兼務をされて、議員の意見も届かず、今のまま兼務をされておりますので、この本案に賛成します。

○議長（坂口久信君）

ほかに反対はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

賛成はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

決議第2号 太良町議会議員牟田則雄君辞職勧告決議について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

賛成多数。よって、決議案は原案どおり可決されました。

〔牟田則雄君、着席〕

○議長（坂口久信君）

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することと決定いたしました。今定例会は、12月9日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してま

いりました。

会期は12月17日までとなっておりますが、本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、平成20年の納めの町議会となりますので、一言ごあいさつを申し上げます。

本年を振り返りますと、原油価格の高騰、米国発の世界金融危機、中国のメラミン汚染、大規模な自然災害、テロや暴動など世界じゅうで多くの血が流され、とうとい命が奪われ、悲しい出来事が多発しました。

国内でも、秋葉原や茨城ＪＲ駅などで起きた「だれでもよかった殺人」など思い出したくない、また、考えられないような凶暴な事件が次々と発生しております。

そのほかにも、年金不信の拡大、汚染米、産地偽装や大分県教職員採用汚職など、数え上げれば切りがない暗いニュースが続いている現状であります。

しかし、そんな中にも北京オリンピックの日本勢の活躍、特に北島選手の２大会連続２冠などや、今年度のノーベル賞に４人の日本人が選ばれるなど明るいニュースもありました。

太良町でも先日教育長から報告がありましたとおり、人権作文コンテスト佐賀県大会の最優秀に町内から２人の中学生が選ばれました。また、勉強にスポーツに子供たちの活躍が際立ったところでございます。

これもひとえに、町長並びに町執行部の皆様方が厳しい自治体運営を強いられる中にも英知を結集し、また、地域住民の皆様方の声に耳を傾けながら、持続した行政を推進するため、日夜努力され、町民の福祉と生活の安定のため、業務に精励されておられるおかげだと存じる次第でございます。ここに改めて感謝を申し上げます。

なお、私ごとで恐縮でございますが、皆様方の御推挙により議長を務めさせていただきながら、この１年、無事務め上げているのは甚だ疑問でございますけれども、これからもなお一層の精進を重ね、皆様方の御協力を得ながら務めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

どうか皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ、無事年を越され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

これもちまして、平成20年第５回太良町議会定例会第４回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後３時１分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣

署名議員 山 口 巖